

秩父郡大宮町における他国商人の定着

— 中町・伊勢屋片山家を事例に —

山澤 学

I はじめに

小稿は、他国から来住した片山家の系譜、特に寛政期(1789～1801)に薬種店伊勢屋嘉兵衛が医師片山家から名跡を相続した経緯を検討することにより、大宮町における他国商人の定着の特徴を明らかにしていくことを課題とする。

大宮町の商業活動は、元禄期(1688～1704)を過ぎたころから活発化する。その要因の一つに、近江商人・伊勢商人などの他国商人が大宮町に来住し、その商業活動に参入してきたことが挙げられる¹⁾。

片山家は、はじめ医師を家業としていたが、寛政期以降、伊勢屋嘉兵衛(俗称、伊勢嘉)を名乗って薬種店を経営した²⁾。系譜上、薬種店を開業したと伝えられる嘉兵衛以降の当主と、それ以前の片山家との間には断絶があるが、それは医師片山家の名跡を他国より転入した嘉兵衛が継いだことによる。

なお、片山家が屋敷を構えていたのは中町である。第1図に明治期の中町の景観を掲げ、片山家の屋敷の位置を示した。中町の町並みは、南北2町35間(約282m)の往還沿いに軒を並べており、東横丁(惣円寺横丁、新寺横丁とも言う)の延長線を境に、上町側が1丁目、下町側が2丁目に分けられている。天保6年(1835)7月「中武町議定書写」には、「祝儀」の単位として、中町の中で十六日町内と六日町内に分かれていたことが記されているが、これらの名称は、それぞれ六斎市の市日による。十六日町は現在の1丁目、六日町は2丁目に相当すると考えられる³⁾。片山家はこのうち六日町に屋敷を持ち、第2図の薬種店を構えていた。

II 他国者片山家の来住

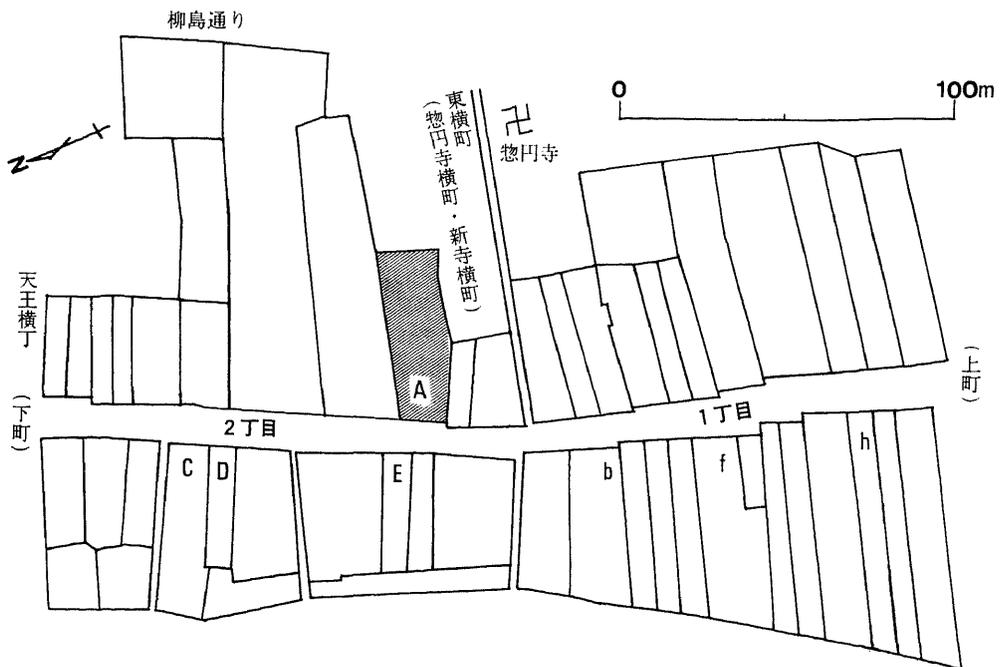
1) 「系図」に見える片山家

まず、片山家が大宮町へ来住する過程を示していくことにする。大宮町における片山家に関する初出史料は、字「下なつち」の畑を権太郎から譲り受けた証文の元禄12年(1699)10月「手形之事」である。この証文には「大宮町 玄友」の名が見え、片山家は、これ以前に大宮町に居住していたことになる。しかし、残念ながら、来住の経緯を具体的に示す証文はない。その中で、片山家に伝存する1通の系図⁴⁾が貴重な手がかりとなる。これは、第3図に示した通り、文政7年(1824)1月に没した要人(諱・正姫)の代までが記されており、要人によって記されたものと推定される。以下、この「系図」によって、片山家の来歴を見ることにしたい。

片山家は楠木正成の5世孫であった左衛門正光を祖とする。正光は勢州片山郷(現、三重県多気郡多気町)に住んでいたことから、片山姓を名乗った。その後、楠姓に復し、9代正具が勢州の八田城主となったが、その子安具は文禄3年(1594)3月に八田城が落ちた際に戦死したと伝える。

安具の実弟で養子の正頼は「隠士」として「武陽秩父郡」に住むようになり、再び片山姓を称した。「医道」を学び、玄通と号したという。これは「系図」上、片山家が秩父郡内に来住し、また、医師を生業とした初見である。正頼は、片山家過去帳⁵⁾に見える寛永20年(1643)11月に没した秩父における片山家の初代に比定される。

正頼は従兄弟の子正具を養子とし、後を継がせた。正具は、八田城主だった正具の妻の生家渡辺家の後を継いでおり、正頼の後を継いだ後も片山



■ 片山家

享保元年 自身番所

A 六日町 玄 友 b 十六日町 利兵衛

文化13年 市場惣代居所

C 六日市場 助右衛門 f 十六日市場 佐兵衛
 D 同 忠兵衛 不詳 同 勘兵衛
 E 同 徳兵衛 h 同 重郎右衛門

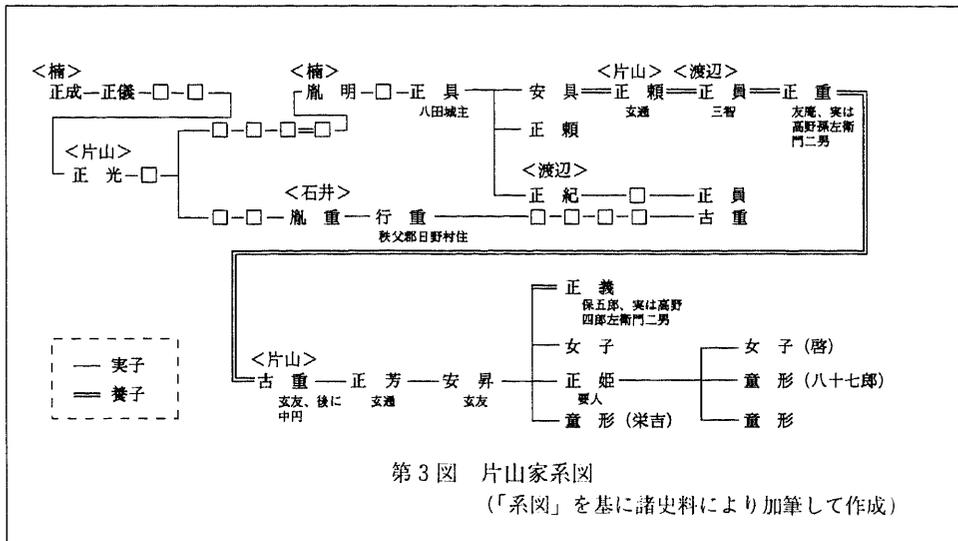
第1図 中町の景観

(明治期地籍図に、松本家「御用日記」より加筆して作成)



第2図 伊勢屋片山嘉兵衛の薬種店
 (明治35年6月「秩父郡大宮町
 繁昌寿娯録」)

姓ではなく、渡辺姓を用いた。正員も医業により生計を立て、渡辺三智と名乗った。また、「秩父郡大宮郷ニ住居ヲ定」とあり、三智の代に初めて大宮郷内に居を構えたことがわかる。三智については、渡辺三智宛の勢州一志郡須ヶ瀬村(現、三重県久居市須ヶ瀬町)渡辺清兵衛佐勝の書付が現存している⁶⁾。この書付は、三智が家伝の糾明を佐勝に依頼したようで、その返答である。これによると、渡辺家は「多氣之國首」の旧臣で、須ヶ瀬村の地侍であったという。この書付の存在から、少なくとも大宮郷に居住した三智は、伊勢・渡辺家との関係をこの時点まで有していたこと、また、三智自身がその祖を伊勢出身の者という家伝に強



い意識をもっていたことは確実である。

三智は貞享5年(1688)5月に没し、その後は養子正重が継いだ。正重は、実は名主高野孫左衛門の次男で、医業を継ぎ、渡辺友庵と号した。高野家は、本家が太宮郷の割役・名主を勤めていた重立ちの家で、太宮町の有力な家の一つである。後の安昇の代にも、高野四郎左衛門の子を養子にしていたことが見える。この姻戚関係から、片山家は太宮町の重立ちである高野家と結びつきを持っていたと推察される。

友庵が元禄9年(1696)5月に没した後、片山家の一族で、秩父郡日野村に居住した石井家から古重が入り後を継いだ。古重は「故有テ本姓ニ帰り再称片山、片山玄友、以医為業」と記されている。この玄友が前述の「手形之事」に見える玄友である。以下、正芳(片山玄通)、安昇(片山玄友)、正姫(片山要人)と代を重ねた。

これらの、「系図」に見える事柄の信憑性について、特に安具以前の系譜については細緻な部分で疑問はあるが、少なくとも次の事柄は事実と見なしてよいであろう。まず、片山家が太宮町に来住した時期は、惣円寺に正頼の戒名が存在することをふまえると、その没年である寛永20年以降と考えられる。次に、渡辺三智宛の書簡の存在によ

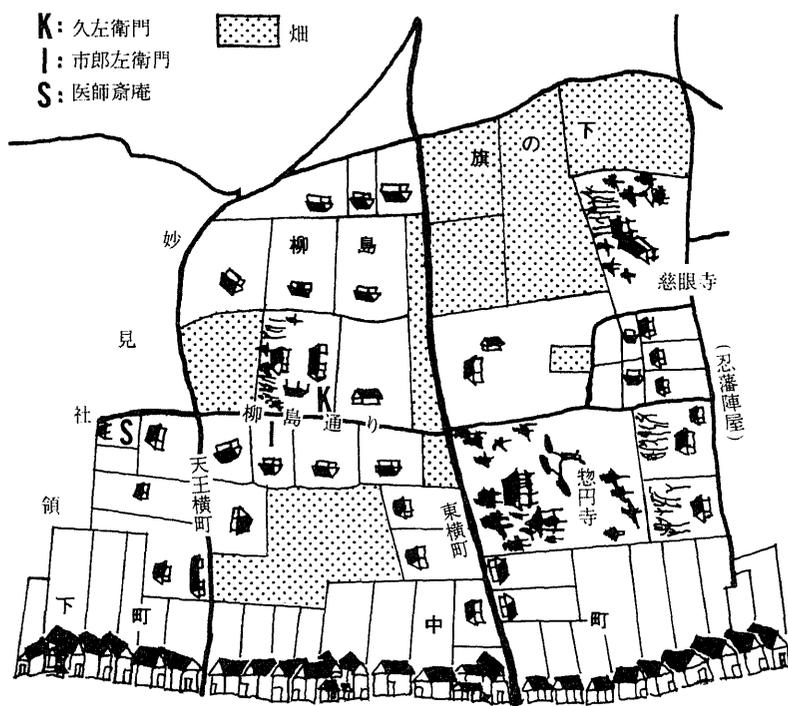
り、片山家は伊勢出身で、さらに秩父郡内に来住した後も伊勢に残った渡辺家との関係を持ち続けていた。それは「系図」の上で片山家が伊勢の武士出身であったことを述べる文脈に通じる。また、友庵の姻戚関係から、太宮町の重立ちである高野家と強い結びつきを持っていたと思われる。

2) 寛永～明暦期、太宮町における他国者

既述したように、太宮町には他国出身者の定着が数多く見られた。次に大曾根家の来住の経緯を見ることにより、片山家の定着の参考としてみたい。

大曾根家は屋号を鋳物師屋といい、字柳島に屋敷を構えていた。柳島の町並みは、第4図に示した元禄3年(1690)の絵図にも見える。旧稿で指摘したように、その向かい店の市郎左衛門は宝永6年3月「覚(絹市場定書)」には裏町の人として現れるので、街区を呈する町屋が形成されていたと見られる。その形成は明暦元年(1655)以前であろう⁷⁾。

享保元年(1716)に作成されたと推定できる「大曾根家図」によると、初代久左衛門尉正国は「正保元甲申(=寛永21年,1644)二月秩父へ住宅、新井四郎兵衛殿所へ参候」とある。新井家は、既述し



第4図 元禄3年 字柳島周辺の景観
(松本家文書「大宮郷絵図」より作成)

た高野家と同様、代々大宮郷の割役・名主を勤めた重立ちの家である。四郎兵衛は屋号を結城屋といい、当時大宮郷の名主の一人であった。

これに関連して、次のような田地手形がある。

手形之事

一、午未兩年之かつゑにおよび、其上当年申之御年貢にはつ仕共不罷成候故、我等之田何方ニ而も御請取無之候を、名主殿へ我等御請取被下候へ由話シ申二付、金貳両貳分之ゆわい(祝)ニ而永高貳百四拾文田永代御請取被下候事忝存候、此田之儀ニ付而脇々誰人何を申候共、我等相渡し申上ハ罷出申分可申候、少も御氣遣被成間敷候、為後日如此ニ候

田主番場

寛永廿一年申十二月六日

久左衛門㊦

(証人二名連印略)

新井四郎兵衛殿

江戸 久左衛門殿

(括弧内筆者注、以下同様)

これは大曾根久左衛門が字番場(妙見社領)の久左衛門から永高240文の田地を譲り受けた際の手形である。大曾根久左衛門は、ここに記された肩書きから江戸出身であり、また、大宮町の名主新井四郎兵衛の仲介で番場の久左衛門から田地を譲り受けたことがわかる。この証文によると、番場の久左衛門は、寛永19・20年と続いた寛永の大飢饉により渴餓に及び、また、当年も年貢納入が不能となってしまった。そのため、所持する田地を手放そうにも、引き受け手がいなかった。そこで、名主新井四郎兵衛に頼り、その仲介により、大曾根家へ金2両2分で永代売りにすることになったのである。

この田地手形から、「大曾根家図」の記載通り、江戸出身の大曾根久左衛門が寛永21年に大宮町に来住したことは疑い得ない。しかし、その買得した田地の場所については詳らかでない。また、久左衛門が来住した際にどこに居所を置いたのか明確な史料もない。ただし、既述の通り、元禄期以前に字柳島に形成された裏町に屋敷があった。大宮郷は寛永12年(1635)5月に検地縄入れを受けているが、この時点では下・中・上町の町並みの東側は田、または畑として名請けされたと考えてよい⁸⁾。したがって、久左衛門の屋敷も地目上は田・畑であったと考えられ、寛永の田地手形で買得した地所であった可能性が高い。

このように、大曾根家の場合、大宮町の重立ちである名主新井家が来住を仲介していた。大曾根家が来住する寛永末年以降、明暦元年までの時期、他国者の大宮町への来住が顕著で、裏町の形成に象徴的な、町の拡大を促していったと考えられる。本稿がとりあげる片山家の場合、来住時期が寛永20年以降と考えられ、また、高野家と姻戚関係を結んでいたと、先に指摘したが、来住にあたっては高野家が仲介した可能性も十分考えられる。

Ⅲ 片山家の医業経営

1) 中町屋敷の買得

大宮町に来住した片山家は、「系図」によると玄通正頼が医道を学んで以来、「本道医師」を生業としてきた。本道医師とは、漢方による内科系医療を行う医師で、内服薬による処方を行う医師を指す。

まずは、片山家が医業を営んだ屋敷について述べる。片山家の屋敷は中町に存在するが、それを買得したのは、享保5年(1720)9月のことである。それ以前の居所は、大宮町という以外は詳らかでないが、遅くとも享保元年(1716)10月には、忍藩巡見時の六日町自身番所が玄友の所に置かれたとある⁹⁾ので、中町の現在地に店を借りて居住していたことが確認できる。次の手形は買得時の屋敷売券である。

屋敷譲渡シ申手形之事

一、我等名之屋敷表間口七間半裏行式拾貳間二而五畝拾五歩此永七拾壹文之所立家共ニ指添、境之義者上之方者次助屋敷境、下之方者喜兵衛屋敷境、裏境者太郎助・喜三郎屋敷境、東境者竹やぶ、外ニくね添之立木共ニ不残指添、貴殿江 譲渡祝金として新金五拾両当座ニ請取申処実正也、ヶ様ニ譲渡申上者諸親類者不及申、脇々誰成共構人無御座候、若族申者御座候ハ、我等証人何方迄も罷出急度埒明ヶ貴殿江 少も御苦勞掛ヶ申間敷候事

一、御 公儀様御年貢諸役等之義者御条目之通御勤貴殿高二人レ御支配可被成候、為後日仍而如件

大 宮 郷

屋敷主

享保五年子九月

喜兵衛印

証人

助右衛門印

名主

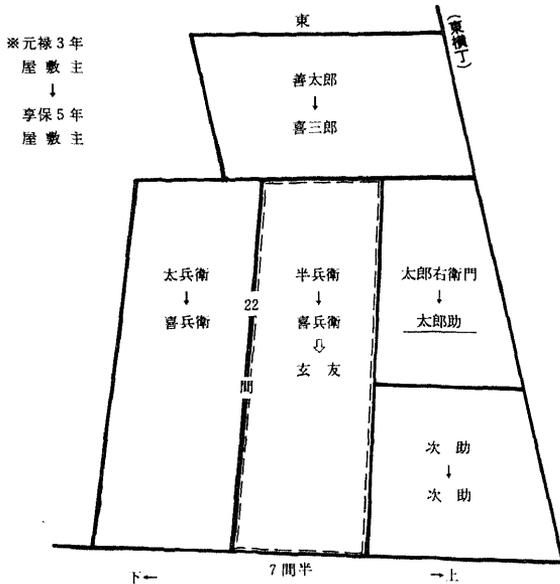
高野縫殿介印

玄 友殿

片山玄友古重は、屋敷主であった喜兵衛¹⁰⁾から屋敷5畝15歩を正徳新金50両で買得している(第5図参照)。その値段は反当たり90両を超えた。ここは、六日町自身番所が置かれた場所であったことから、町内の要地であったと考えられる。

2) 本道医師片山家の活動

片山家が営んだ本道医師業は漢方によるものであった。大宮町では、天保期(1830~44)中葉にも「漢法医盛んにして、洋医の何物たるを知らず、寧ろ邪道妖術視せる」状況であったと言われている¹¹⁾。また、寛政3年(1791)4月「医師宗旨手形之事」に、玄友安昇の場合、加藤職商を針術医学弟子としていたことが記されているので、針治療の術も習得していたようである。なお、片山家の蔵書には天和2年(1682)4月中旬の銘を持つオランダ通詞本木庄太夫訳『阿蘭陀経絡筋脉臟腑図解』の写本が含まれていた。これは、ドイツ人ヨハネス・レムメリンの解剖書『小宇宙図譜



第5図 片山家の中町屋敷の買得
 (松本家文書「大宮郷絵図」, 享保5年9月
 「屋敷譲渡シ申手形之事」より作成)

(PINAX MICROCOSMOGRAPHICUS)』¹²⁾を和訳したものであり、挿入された解剖図まで模写されている。このことは、片山家の当主が、蘭方の医術にも関心を持っていたことを示唆させる。

ところで、大宮町へ来住した後、片山家は医療技術をどのようにして学んだのであろうか。文書では、その知識・技術を学ぶことを、指南と称している。大宮郷の場合、数例をあげると、享保15年(1730)2月に、医療を行いたいと忍藩に願い出た多田玄立の場合、父玄伴ではなく、江戸通り町三町目の医師梶原玄沖に指南した¹³⁾。また、明和3年(1766)9月に没した浅見俊庵(古聞)も、医家に生まれたが、江戸へ遊学したと伝えられている¹⁴⁾。このように、江戸に出て指南を求めたようである。

しかし、延享期(1744~48)になると、変化が現れる。片山玄友安昇の場合、父玄通の後を継ぐことを願い出た延享3年3月「奉願口上之覚」によると、父に指南を受けていた。また、同人が作成した天明6年(1786)8月「医師宗旨手形之事」に

は「当所浅見俊庵門人」であったことが記されている。玄友が指南した浅見俊庵は私塾を開いており、玄友はその門人であった。このように、18世紀半ばになると、医師は、大宮町の中で修行するようになってきた。

ただし、玄友の後を襲った要人正姫のように、父に指南を受けた上で、さらに2、3年間江戸銀町の清水益庵方に赴いて隨身、修行する者もいた¹⁵⁾。

片山家は、その一方で、宝暦期(1751~64)以前には「表見世」において薬種・穀物商いを兼ねていたことが史料上に確認できる。宝暦14年2月「差上申願手形之事」には、これらの商いで「見世ニ而貸出シ候売掛」があった記されており、節季払いによる商いであったことがわかる。したがって、薬種・穀物商いは医師業の片手間に行うような小規模な経営であったとは考えにくい。しかし、玄友安昇は、秩父郡上長留村(現、小鹿野町長留)の親類金左衛門の借金を肩代わりし、その勘定のために「表見世薬種穀物商内」の「売掛金銭帳面」を全て譲渡するに至った。この時、片山家は薬種・穀物商いをやめることになった。このような経緯のためであろうか、薬種・穀物商いに関わる証文・台帳の類いが片山家には一切残されておらず、それらの商いと医業経営との間の兼ね合いがどのようなであったのか、不明である。

Ⅳ 伊勢屋嘉兵衛家の成立

1) 伊勢屋嘉兵衛の大宮町来住と片山家名跡譲渡の過程

「系図」によると、片山要人には二男一女があった。しかしながら、いずれも早世であった。片山家の過去帳によると、要人の後は、嘉兵衛という人物が養子となり、以後4代にわたり嘉兵衛を襲名していたことがわかる。この初代嘉兵衛は初名を右市と言った。この右市=嘉兵衛とは一体どのような人物であったのだろうか。

初代嘉兵衛の初出は寛政13年(1801)1月であり、2点の文書に現れる。これらは同時に作成さ

れた一体のものである。まず、大宮郷中村の嘉助に宛てた嘉兵衛の一札をあげる。これは天照太神・八幡大菩薩・春日太明神に対して起請するという形式で記されている。

一札之事

一、我等年来大和屋善兵衛様方ニ奉公致罷在候処、右御主人様病死後先般忠兵衛殿我等ニ申候者、国元本家江罷登り候様申候間、任申罷登り候処、謀計を以暇差出シ候様書面差出シ右之候由承り驚入、早速右江戸表本店江出立致、主人善兵衛様江到着致シ内々訳柄及承候処、忠兵衛殿取計ニ而暇差出シ候積り之由、依之御主人方を暇取り候処差当り追々難渋ニ相成、当時身之置所差困り、無廻野上町相模屋弥市殿を以是迄段々之始末柄相晰シ、難渋之身分逐一打明シ世話致被下度趣押而俱ニ相頼申候処御相談被下、暫之内御店ニ差置被下候様被成下、誠ニ以難有仕合、其上も無之、然ル上者勿論何事ニ不限天照太神・八幡大菩薩・春日太明神之誓文相立、貴殿御世話相成候段、情々骨折相守可申、若万々一心得違等致候儀も右之候ハ、御罰を請、其上貴殿何様ニ身分取扱被成候共決而後悔致間敷候、為後日規定一札、仍而如件

寛政十三酉年正月

嘉兵衛印

中村内

嘉 助殿

右市＝嘉兵衛は、もとは大和屋に奉公していた。大和屋は榛沢郡寄居町(現、大里郡寄居町)で薬種店を営む渡辺家で、回家は近年まで薬局を経営していた。この一札によると、大和屋は寄居町の国元本家と、江戸表本店の二つの見世を持っていた。嘉兵衛は江戸表本店にいた主人善兵衛の奉公人であった。ところが、善兵衛が没した後、後継者の忠兵衛により、嘉兵衛は「謀計を以」暇を出されてしまった。嘉兵衛は、この顛末を「寄居町之一件」と称している。これによって、追々難渋し、身の置き所に困るようになった。そこで、秩父郡野上町(現、長瀬町本野上)の相模屋弥市¹⁶⁾の世話によって、中村の嘉助の見世を借りて身を

置くようになっていた。

2点目に、店借となった嘉兵衛が嘉助の見世を預かった一札を掲げる。

一札之事

一、此度貴殿秩父大宮町片山要人殿見世一式御買取被成、右見世之儀ニ付前書寄居町之一件も有之、何卒見世我等ニ御任被下候様折入而相頼、右ニ付貴殿御店ニ相違無之、依之伊勢屋之のうれん殊ニ嘉の字相入可申、入金之儀者当時手切ニ相成金八両相渡シ、残荷物之儀者貴殿方御送り被下候趣相談ニ及御承知被下、御店預り候処真正ニ御座候、然ル上者右御店勘定向之儀者我等事不及申子孫永々貴殿方江年々商内高を以分一差上可申候御約定相極メ、尤此証文面之通何時ニ而も御入用之節御勘定可致候、是又誓文相立右規定急度相守可申、若万々一御氣ニ人不申偽事扱も致候儀有之候ハ、何時ニ而も御操替被成候共其節一言之儀申訳ケ仕間敷候、尤我等情々骨折商内繁昌致末々者我等ニ御譲り被下候趣御目鐘之上御店預り申証文、仍而如件

寛政十三酉年正月

嘉兵衛印

中村内

嘉 助殿

この一札は、先に見た嘉兵衛が借り受けた見世について、借用の条件も含めて微細に述べている。中村嘉助はこれ以前に片山要人の中町屋敷の「見世一式」を買い取っていた。それは要人の父玄友の代にやめた薬種店の道具一式を含んでいたものと考えられる。「寄居町之一件」により難渋していた嘉兵衛は、嘉助が持つ片山家の見世を任せてくれるように頼んだのである。その際、次の3点を条件とし、嘉助も承知した。第1に、「伊勢屋之のうれん、殊ニ嘉の字」を嘉助より譲り受けること。第2に、大和屋からの手切金である金8両を嘉助に渡すこと。第3に見世の残り荷物を嘉助に処分してもらうこと。また、「御店勘定向」、つまり、店賃については嘉助に毎年の商い高の分一、つまり、利益の1割を差し上げることを約定した。

さらに、嘉兵衛は、商いが繁昌した末々には嘉助が見世を譲渡する可否を考え定めることを求めている。

このようにして、初め右市と言った人物は、伊勢屋の屋号をもち、嘉兵衛と名乗り、後に「伊勢嘉」と通称される薬種店として商業活動を始めた¹⁷⁾。また、この時、嘉兵衛と片山要人が、嘉助を通じて、初めて関係を持つようになった。

その後、本道医師片山家では、文政7年(1824)1月2日に、要人正姫が後継者を定めないうまま、47歳で没した。要人の母いちは、翌年、片山家の名跡を当時57歳であった伊勢屋嘉兵衛とその妻に、中町の井上茂十郎を「仲人」として譲ることにした。この結果、片山家の名跡に、伊勢屋嘉兵衛は養子として入り、片山家を相続した。以降、嘉兵衛は町内の行事職に名を連ねる際に片山姓を用いるようになった¹⁸⁾。なお、過去帳によると、いちは翌9年12月に75歳で没している。

2) 伊勢屋の薬種店

伊勢屋嘉兵衛は、寛政期以降、何時かは明確ではないが、先の約定の通り、見世を持ち主の中村嘉助から譲り受けたようである。

初代嘉兵衛は、文政13年(1830)11月に没し、その後は2代嘉兵衛が継いだ。2代嘉兵衛は、天保13年(1842)4月に児玉郡児玉町(現、児玉郡児玉町)の薬種店であった伊勢屋慶次郎から「薬種見世売掛り代物並ニ薬種諸道具・畳・立具・家財・諸道具共不残」を買取った。この代金は26両2分3朱と銭50文であった。慶次郎は、この2年前に、娘を嘉兵衛の養女に出していたので、その婚姻関係からこのような売買が成立することになったと推測される¹⁹⁾。ただし、旧稿で検討した近江出身の升屋矢尾喜兵衛のように、分家・別家の創設により各地で支店経営を行ったことはうかがうことができない。

伊勢屋嘉兵衛が行った薬種の売買については、往時の台帳類は管見の限りでは欠いており、経営実態がほとんどわからない。しかし、幸いなことに、秩父郡内の薬種店が結成した薬種仲間の「掟」

が残されており、これによって、売買の方法と、薬種を売る相手が推定できる。この「掟」は明確な年次が記されていないが、伊勢屋の経営時期から考えて、文化期以降のものと思われる。4条にわたり、公儀が禁止した薬種や、毒薬・贗薬などの売買の禁止、粗製の薬の販売の禁止、錫・鉛・焰硝・硫黄などの船積による運送の禁止、他国から行商にやってきて唐物(漢薬)・和薬を糺り売りし、また、効果が疑わしい品を売りつけることがある「新規薬商人・仲買渡世之者」との取引の禁止、仲間内における和薬の値段の調整について記している。続く第5条で、代金の勘定法について述べている。

一、諸方問屋并仲間扱方究時ニハ急度差引可致候、御得意様方ニ而も二季御勘定相滞り候御方、かし売御断り申上候

附り、遠国方来ル逗留・借家ニ不限、医師・画師・香具商人之類是迄度々不埒なる義有之候間此度相改、仲間・続かし売不仕候

「掟」を定める以前に、薬種を取引する諸方問屋・仲間との間に混雑でも起こったのだろうか、代金を支払う際には、差引、つまり収支計算を必ず行うように記している。また、相手が「御得意様方」であっても、盆・暮の節季払いに滞るような者であれば、「かし売」を断るようにした。さらに、附りにによると、医師・画師・香具商人²⁰⁾は、かつては「かし売」により取引をする相手であった。しかしながら、代金の支払いをめぐる争論でも起きたのだろうか、以後の「かし売」は行わないことにしている。したがって、売り方を現金払いに変更したと考えられる。

実際に、唯一売払い先が明確に見える文化11年(1814)5月「一札之事」によれば、文仙という医師へ薬種を送っていたことが見える。この場合、小鹿野町の権左衛門が文仙への薬種の運送と代金の請取を請け負うことが対談により決めており、現金払いによる取引を行っていたようである。

また、明治6年(1873)7月に熊谷県に提出された「薬種売買取調書上」に和薬・漢薬の取引の書上²¹⁾が存在する。もちろん、明治期以前の経営そのものを示す史料ではないであろうが、これにより浮かびあがってくる商業活動の様子によって考察を進めたい。

片山家が扱った薬の例をあげると、和薬には桔梗、桂枝、木通、五味子、白桃花、麦門冬、硫黄、干姜、松脂、生姜、知丹、佐渡蒼朮、滑石、阿膠、三黄丸、葛根、片栗、芍薬、伊豆縮砂、单牡蠣、橙皮、杏仁、漢薬には竜腦、黄芩、猪苓、竜眼肉、沈香、麝香、麻黄、柳子油、木香、辰砂、益知、大黃、広東人參、朝鮮人參、大楓子油、柳子油、竜骨がある。

これらの薬種の仕入れ先には、年により若干の変動があるが、主なものは、上野国緑野郡藤岡町(現、群馬県藤岡市)の町田利兵衛、児玉郡本庄宿上町(現、本庄市本庄)の中原吉郎、児玉郡児玉町の中沢半兵衛の3軒が挙げられる。

これらの薬種が売り払われた相手については、この書上には記述がなく、また、製製薬・自製薬・取次売薬²²⁾はなかったと記されている。現在、片山家には「元丹本舗」の看板や「金竜散」という薬の取次案内の版木が残されており、大元丹という薬の調合、販売と、金竜散という薬の取次を行っていたと言われているが、この書上ではそれらの存在は認められない。

ところで、伊勢屋の薬種店では薬種以外の物が商われていたことが、先に引用した明治6年の「薬種売買取調書上」に見える。それは「専業薬種、他業絵具・染草類兼商」という記事である。現在の片山家でも薬局を家業の中心にしながら、薬局の傍らにペンキ・ニスなどの塗料を販売するペイント店を開いており、絵具・染草類の兼商は継続している。さらに、聞き取りによれば、片山家では、明治期以降に砂糖、氷砂糖、葡萄酒、牛乳、墨、農薬なども扱っていたという。これらは滋養をもたらしたり、物体の着色・つや出しなどに用いられたりするもの、さらにはそれまでに見られない目新しいものまで、広義の薬として商われて

いたと言われている。

このように、伊勢屋の商いは、医師・画師・香具商人を相手に、薬種・絵具・染草類を商っていたと考えられる。

V 結びにかえて

本稿では、秩父郡大宮町における他国商人の定着の過程を、中町の伊勢屋片山家を事例に検討した。

片山家は、出身を伊勢と伝え、寛永20年以降に大宮町へ来住した。町への転入には、大曾根家の事例と同様、大宮町の重立ちが仲介者であったことが想定される。来住してきた片山家は本道医師を家業とし、享保5年に、中町の要地と思われる屋敷を買得した。大宮町内の医師は、江戸に赴いて指南を受けていたが、18世紀中葉には主に大宮町内の医師から指南を受けるようになった。他方、片山家は、医師業と同時に「表見世」で薬種・穀物の商売も行っていった。しかしながら、宝暦14年に薬種・穀物の商いはやめてしまった。

文政8年、要人正姫に継嗣がおらず、その名跡は江戸出身の商人嘉兵衛に譲り渡された。嘉兵衛は、これに先立って、はじめ野上町相模屋の店借となり、相模屋の世話によって中村嘉助に通じ、その仲介によって寛政13年に片山家の見世一式を預かるようになった。そして、伊勢屋と名乗り薬種の商いを始めていった。嘉兵衛が大宮町に定着した過程に着目すると、18世紀後半には、他国出身の商人が定着しようとする際に、大宮町を中心とした地域において、彼らを受け入れるために相互に仲介し得る人的な交流が存在していたことを指摘できる。

小稿では、開国以降の伊勢屋の経営の変化について、特に洋薬が扱われるようになった後の変化については捨象した。西洋の医術や洋薬が入ってきた後、従来の薬種の取引形態に影響を及ぼしていったと思われる。また、明治23年以降、伊勢屋片山家からは金物屋片山定次郎家などの職種の異なった分家が出されるようになった。このような

明治期以降の伊勢屋片山家の商業活動の展開については、稿を改めて検討しなければならない。

付 記

本稿の作成にあたって、片山家御当主である誠二郎氏には、片山家文書の閲覧に便宜をおはかりいただいたばかりでなく、数々の御教示をいただきました。また、中町会顧問柳武象氏、今宮神社祢宜塩谷治子氏、秩父市立図書館、寄居町教育委員会社会教育課の皆様にも、史料の閲覧、および聞き取りに御協力いただきました。予備調査の際には、宮側町作美洋一氏に、片山家をはじめとする史料所在の情報について紹介の労をいただきました。記して、深謝申し上げます。

注および参考文献

- 1) 川崎俊郎・河野敬一・山澤学(1994): 秩父大宮の都市形成と商業の変遷, 歴史地理学調査報告, 6, 103~121。筆者は, II 近世大宮町と商業活動を執筆した。以下, 旧稿とはこれを指す。
- 2) 現在薬局を経営する片山誠二郎家所蔵の文書が片山家文書で, その目録は次の報告書に掲載される。埼玉県立博物館編(1990): 『秩父地方歴史資料所在調査報告書』, 埼玉県立博物館。その解説に片山家の来歴が簡単にまとめてあるが, 嘉兵衛が名跡を相続した経緯は触れられていない。なお, 片山家文書には, 東町・大曾根家の系図・証書類が混入しているが, その理由は不明である。以下, 特に断らない限り, 引用史料は片山家文書である。
- 3) 「今度御巡見様方御通ニ付三沢村・大宮へ寄人馬其外御用控」(享保元年10月, 秩父市立図書館蔵, 上町・松本家文書「御用日記」〈宝永6年〉所収。以下, 同様史料は松本家「御用日記」と略称)には, 六日町自身番所として玄友(片山), 十六日町自身番所として利兵衛(山中)が見える。また, 松本家「御用日記」(文化13年)2月7日条には, 六日市場の惣代として助右衛門(岩田)・忠兵衛(石田)・徳兵衛(小泉), 十六日市場の惣代として佐兵衛(中)・勘兵衛(不詳)・重郎右衛門(井上)の名前が見える(柿原謙一編(1995): 『秩父地域組織物史料集』, 埼玉新聞社, 218号)。これらのうち当時の屋敷が判明するものについて第1図に図示した。それらの分布から, 本文の推測を裏付けることができる。
- 4) 以下, 「系図」とする。「系図」の作成には明らかな作為が認められる。一例をあげると, 安昇(玄友)の養子正義(保五郎)は, 高野四郎左衛門の次男で早世したと記されているが, 実は「跡式相続出来兼候由」により離縁された(「差上申願手形之事」, 寛政2年2月)。このように系譜上の傷が意図的に伏せられている。しかしながら, そのような作為により成り立つ「系図」が強調する記述には, 本論で述べる通り, 傍証できる事柄もあるので, 条件付きで用いていくこととする。
- 5) 片山家の檀那寺は浄土宗惣円寺である。
- 6) この書付は年欠であるが, 三智の戒名と没年月日を記した紙片が貼ってある。片山誠二郎氏の調査によると, 渡辺清兵衛家は須ヶ瀬に現存し, その祖筑後守は伊勢国司北畠氏の旧臣で, その砦跡が現存する。
- 7) 菅原一氏蒐集文書(柿原前掲3)史料集53号)。元禄3年の絵図には町屋が158軒(除, 社寺)見えるが, 明暦元年には既に「町並本人家百五拾三軒」(「武州秩父郡大宮郷宝永七年改事」)を数えており, それ以前に下・中・上町の通りの東側にまで街区が拡大していたとしか考えられない。延宝6年3月に江戸から大曾根家を請人にして入ってきた医師花木齋庵の屋敷は第4図に示した場所にあり, 遅くとも延宝期には妙見社領に接する場所まで街区の拡大が進んでいた。
- 8) 寛永末年~明暦期に街区が拡大したと考えられる場所は, 当然屋敷地ではなく, 本来は耕地であったと考えられる。第4図に見えるように, 宇柳島周辺の耕地には畑地が多かった。
- 9) 前掲3) 参照。
- 10) この手形に見える以外, 系譜は詳らかでない。なお, 宝永6年3月の絹市場の見世割に「六日 喜兵衛 合上ノ方」と見える喜兵衛(柿原前掲3)史料集(53号)と同一人物と考えられる。
- 11) 佐藤恒二(1935): 我邦に於ける帝王裁閉衛の鼻祖伊占田純道翁の遺蹟を訪ふ, 中外医事新報, 1217, 101ページ。
- 12) 原本となったオランダ語版は1667年刊(初版はラテン語で1619年刊)。同書については次の文献に詳しい。秩父都市医師会史編纂委員会編(1994): 『秩父医界風土記』, 秩父都市医師会。
- 13) 松本家「公用帳」(享保15年)。
- 14) 大野玄鶴「秩父志」巻之一(明治20年1月, 稲村坦元編(1929): 『埼玉叢書 第1巻』, 1970復刻, 国書刊行会)178ページ。秩父市誌編纂委員会編(1962): 『秩父市誌』, 秩父市, 387ページ。
- 15) 「乍恐以書付奉願上候」。「差上申手形之事」。いずれも年欠であるが, 要人等の年齢の記載から寛政6・7年頃からと推定される。
- 16) 本野上村の相模屋は「埼玉県営業便覧」(明治35年)に「旅館兼料理店 堀内藍太郎」と見えるが, そ

れ以前の家業は不明である。

- 17) 「薬種売買取調書上」(明治6年)に「寛政九年丁巳正月開店、当代ヨリ三代前嘉兵衛ヨリ連続専業、薬種、絵具染草兼商」という届書があるが、その年次についての根拠は不明である。
- 18) 「乍恐以書付奉願上候」(文政8年)。柳武象氏複製、中町会所蔵「屋台永代帳」(天明5年～明治14年)。なお、後者の史料で片山嘉兵衛の初出は附行事職となった天保10年11月である。
- 19) 「売渡シ証文之事」(天保13年)。「送一札之事」(天保11年)
- 20) 秩父郡内の香具商人については、実態を農間商いに近い商人としてとらえる八木橋伸浩の指摘がある。八木橋は、同時に香具商人の売薬行為を否定したが、この薬種問屋の「掟」を見る限り、香具

商人の商いの対象品には十三香具に含まれる薬が含まれていたと見る方がよいように思う。この点より、最近、秩父郡内の香具商人による売薬行為を肯定し、八木橋を批判した吉田伸之の主張に同意できる。八木橋伸浩(1986)：秩父郡内における近世後期の香具師集団，地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』，雄山閣出版，248～278。吉田伸之(1995)：複合する職分—香具師の芸能と農間商い，久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団—山緒と言説』，山川出版社，297～323。

- 21) 明治3年から3年分の諸薬種売買の記録である。
- 22) 製制薬とは買い入れた薬から不純物を取り除いて純度を高めた薬，自制薬とは片山家で調合した薬，取次売薬とは別の商人から委託を請けて販売する薬を指すと考えられる。